

平成28年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成28年4月28日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 2号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 3号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 4号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 5号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 6号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 8 承認第 7号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 9 議案第32号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第33号 平成28年度ふるさと創造拠点施設(仮称)建設工事の請負契約締結について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君

- 5番 酒井 要 君
- 6番 江守 勲 君
- 7番 小畑 傳 君
- 8番 上田 誠 君
- 9番 金元直 栄 君
- 10番 樂間 薫 君
- 11番 齋藤 則男 君
- 12番 伊藤 博夫 君
- 13番 奥野 正司 君
- 14番 中村 勘太郎 君
- 15番 川治 孝行 君
- 16番 長岡 千恵子 君
- 17番 多田 憲治 君
- 18番 川崎 直文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- |        |   |         |
|--------|---|---------|
| 町      | 長 | 河合 永充 君 |
| 副町     | 長 | 平野 信二 君 |
| 教育     | 長 | 宮崎 義幸 君 |
| 消防     | 長 | 竹内 貞美 君 |
| 総務課    | 長 | 山下 誠 君  |
| 財政課    | 長 | 山口 真 君  |
| 総合政策課  | 長 | 太喜 雅美 君 |
| 会計課    | 長 | 酒井 宏明 君 |
| 税務課    | 長 | 歸山 英孝 君 |
| 住民生活課  | 長 | 野崎 俊也 君 |
| 福祉保健課  | 長 | 木村 勇樹 君 |
| 子育て支援課 | 長 | 吉川 貞夫 君 |
| 農林課    | 長 | 小林 良一 君 |
| 商工観光課  | 長 | 川上 昇司 君 |

建設課長	平林竜一君
上下水道課長	清水昭博君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	坂下和夫君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	佐々木利夫君
書記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る4月25日、町長より平成28年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより平成28年第3回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、長谷川君、5番、酒井君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 本日ここに平成28年第3回永平寺町議会臨時会が開催されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

町なかでは、心地よい日差しを受け、風薫る爽やかな新緑の季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

4月町議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

熊本県において4月14日未明から震度7の地震が発生し、今もなお震度6弱以下の地震が相次ぎ、多数の住宅の倒壊や大規模な土砂崩れがあり、甚大な被害が発生しております。熊本地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

町も災害に強いまちづくりに向け、新しく運用を開始した消防本部、地域を守る消防団、自主防災組織連絡協議会等と連携強化を図りながら、住民の安全確保に取り組んでまいります。

去る24日には、永平寺町老人クラブ連合会が誕生してから10年という節目を迎え、親しみやすい「永平寺町健康長寿クラブ連合会」の愛称を設け、新たに健康長寿に向けた宣言をさせていただいております。次の10年に向けたステップとして、高齢者が互いに支え合い、励まし合いながら、喜びを分かち合えるように今後とも連携を図り、豊かで活力ある社会を築くため、引き続き大きな役割を期待しております。

地方は、人口減少の時代を迎え、交流・定住人口をふやす施策が求められています。そのためには、地域で元気に活動する方への支援や住みよい安全なまちづくりへの取り組みなど、町民と町政が一緒になって進めることが重要であります。職員とともに汗をかき、チーム永平寺町役場として一体感を持ち事業を進めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、平成29年3月には、中部縦貫自動車道永平寺インターチェンジから上志比インターチェンジ間約5.3キロが開通するほか、29年度に福井しあわせ元気国体のプレ大会の開催、翌年には本大会、平成32年には東京オリンピック開催が予定されております。

本年より県は「ZEN（禅）」を統一ブランドに設定をして、洗練された日本文化の強みを世界に発信する取り組みを進めております。「ZEN」に対する関心が高まっており、国内にとどまらず世界に向けて発信していく環境が整いつつあり、インバウンド観光に対する受け入れ準備も進めております。昨年には、町の観光、地域の生活・防災情報を英語、中国語でも紹介できるARアプリや永平

寺門前商店街エリアに無料Wi-Fiを整備いたしました。町の情報交流のツールとして積極的に活用していきたいと考えております。

また、4月19日には、永平寺門前街や鉄道、バスを対象に、外国人とのコミュニケーションツール、音声翻訳システムの実証実験として、総務省より全国6自治体の一つとして認定を受けました。

これからもしっかりと準備をして、より効果があらわれるように取り組んでまいります。

それでは、今回ご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、一般会計補正予算及び介護保険特別会計の専決処分2件の承認につきましては、財政調整基金積立金の増額のほか、新消防庁舎建設の事業費等の精算による減が主なものとなっております、歳入の補正もあわせて行っております。

介護保険特別会計におきましては、介護保険事業のシステム改修経費が国庫補助対象となりましたので、財源更正を行うものです。

永平寺町固定資産評価審査委員会条例及び税条例等の一部改正について申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例は、行政不服審査法の改正に伴うものであり、税条例は、軽自動車の環境性能割創設による改正や法人町民税の一部交付税原資化に伴う税率の見直しによるものです。国民健康保険税条例については、中低所得者の保険税負担の軽減を図るため改正を行うものです。

補正予算につきましては3月30日付、税条例等につきましては3月31日付で専決により処分いたしましたので、地方自治法の規定によりご承認をお願いするものであります。

そのほか、町有施設における人身賠償事故において、示談が成立し損害賠償の額が確定したことにより、4月14日付で専決処分をいたしましたので、あわせてご承認をお願いするものであります。

次に、平成28年度一般会計の補正予算について申し上げます。

まちのブランド化を推進するため、東京都内で開催されるマルシェイベントの費用やブランド戦略推進委員会への補助を計上しており、総額642万3,000円の増額となった次第です。これら歳出の財源となります歳入につきましては、繰越金を充てることとしております。

永平寺町ふるさと創造拠点施設建設工事の請負契約については、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、臨時会に提案いたします議案等についてその概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

～日程第3 承認第2号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第4 承認第3号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、承認第3号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第2号から日程第4、承認第3号までの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第3号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計から申し上げます。

歳出で、財政調整基金等へ2億460万2,000円を積み立てるほか、除雪経費の2,001万9,000円や新消防庁舎建設に係る経費6,792万8,000円を減額するなど、補正予算の総額は1億1,156万2,000円となった次第であります。

これらの財源となります歳入では、特別交付税の額の確定により1億7,430万6,000円を増額したほか、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

この補正予算は、介護システム改修費の国庫補助金が交付されたことによる財源の組み替えでございます。したがって、歳入歳出予算総額に変更はございません。

なお、これらの補正予算は、平成28年3月31日に専決させていただいたものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第3号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成28年3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告並びに承認をお願いするものでございます。

初めに、一般会計からご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,156万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,645万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債補正については、7ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財産管理費、財政調整基金積立金2億460万2,000円につきましては、ふるさと納税された寄附金327万8,000円をまちづくり基金に積み立てたほか、年度間の財源調整を図り、健全な財政運営に資するため、財政調整基金への積立金を計上させていただきました。

次に、款3民生費、目4老人福祉費、介護保険会計事務費等繰出金103万6,000円の減額につきましては、介護保険システム改修費の国庫補助金交付による一般財源の減額によるものでございます。

款4衛生費、目1保健衛生総務費、特定不妊治療費補助金103万8,000円は、特定不妊治療費申請件数の増によるものでございます。

款8土木費、目2道路橋梁維持費2,001万9,000円の減額は、冬季間の降雪実績が当初見込みよりも低くなったことから、消雪関連電気料224万9,000円及び除雪作業委託料1,777万円の減額を計上するものでございます。

同じく目3道路新設改良費、工事請負費553万円の減額は、道の駅整備工事の精算に伴うものでございます。

12ページをお願いします。

款9消防費、目3消防施設費6,792万8,000円の減額は、新消防庁舎に関連する工事費の精算により、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備工事で5,990万1,000円、新消防庁舎建設工事で262万3,000円及び備品購入費の精算により540万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款10教育費、目1保健体育総務費、スポーツ少年団全国大会等出場補助金43万5,000円は、御陵Vスパークが3月末のバスケットボール全国大会に出場しましたので、交通費及び宿泊費の2分の1について補助を行うものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、戻りまして10ページをお願いします。

款9地方交付税、特別交付税1億7,430万6,000円は、平成27年度の特交付税額が確定いたしましたので、増額分を追加するものでございます。

次に、款13国庫支出金、社会資本整備総合交付金1,000万円につきましては、市町間の配分調整により増額交付となったことによるものでございます。

款16寄附金、ふるさと納税327万8,000円は、平成27年度においてふるさと納税された寄附金を追加するものでございます。

款18繰越金、前年度繰越金1億5,997万8,000円につきましては、平成27年度からの繰越金を予算化するものでございます。

款20町債2億3,600万円の減額は、他の財源により収支が賄える見込みとなりましたので臨時財政対策債1億7,000万円を減額するとともに、合併特例債についても新消防庁舎関連の事業費が減額となることから6,600万円の減額を予算化するものでございます。

以上、承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明

とさせていただきます。

続きまして、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

本補正予算につきましては財源の組み替えによるもので、歳入歳出予算総額18億3,633万6,000円に変更はございません。

第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、17ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

20ページをお願いします。

款3国庫支出金、介護保険事業補助金103万6,000円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金を新たに計上するものでございます。

後段の款7繰入金、事務費繰入金103万6,000円の減額につきましては、国庫補助金の交付に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 提案理由の説明を終わります。

これより、承認第2号から承認第3号までの2件について1件ごとに行います。

日程第3、承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） まず、一般会計補正予算専決の歳入の部分で、国庫補助金、社会資本整備総合交付金、市町間の調整と書いてありますが、最終的にはこれ、事業費の3分の1が補助になっているということなのですから、じゃ、もともと3分の2の補助率ではなかったのでしょうか。市町間の調整という意味をちょっと教えていただきたい。

それともう1点は、歳出のほうで特定不妊治療費補助とありますが、27年度総額で何人で幾らぐらい、そしてその内容というのでしょうか、補助要綱ですか、わかったら教えていただきたい。……ないですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 歳入に伴います市町間の調整についてでございますけれども、県内の奥越も含めた市町間で、当初、内示額、奥越地域はやはりどうしても例年の実績からして内示額が大きいという中で、今回のこういった暖冬による影響でその分の内示額が下がった分調整をさせていただいて、各ほかの市町に振り分けたという中の調整でございます。補助率は3分の2でございます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 特定不妊治療についてでございますが、平成27年度、27人ほど申請があったかと思われま。県の補助要綱にのっとって県の補助を受けた方が対象になります。年度末に向かって申請件数、例えば春先に治療を受けられた方が年度末に町の補助を申請に来られたということで、ちょっと駆け込み的な需要になりましたので、補正で対応していただくということでございます。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 除雪費ですけれども、市町間の調整が3分の2になったということですが、何となく聞いていると声の大きいほうに多く来るんかなって。これは感覚的な話なんですけど。今の答弁を聞いていると。具体的にその根拠はこういうんで調整したんですよということがあったら教えていただきたいなと思います。

それと、不妊治療費の件ですけれども、非常に今の人口減少の中でこういったことが効果が出れば非常にプラスになってくると思うんですが、どれくらいのPRっていうんですか、周知をされているのかもお願いします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 決してその声が大きいということではないですけれども、もともと社会資本整備総合交付金の仕組みとしましてパッケージ形式という形になっておりまして、そのパッケージの中に本町の除雪関係の事業が幾つかあるわけですけれども、その内示の中で優先すべき事業に振り分けたときに、除雪に対する内示額が当初282万円の内示を受けました。その後に除雪の出動回数とか県内全域のそういった除雪状況で調整しましたところ、1,000万円の分が上乘せになったということで、その事業費に対しての3分の2が補助率ということで、1,900万近い事業費に対して3分の2の計算をしますと1,000万が上乘せになるということで、その分が増額になったということでございます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 特定不妊治療についてのPRの件でございますが、インターネット、それから広報等でPRしております。

○議長（川崎直文君） ほかに。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 歳入のところで地方債補正。臨時財政対策債、説明はお聞きしたんですが、交付税で算入見込みがあるからということなんですが、臨時財政対策債ということは、まず交付税と同じように、事業をやっていく上で優先的に町に全額保障した起債を負ってもらうと、全額交付税算入されるということであつたんですが、それが減るということになる、その保障っていうんですかね、そこがまいち。交付税にちゃんと算入されるのがわかったのという説明もありましたが、その辺もう少しわかりやすく、どういう形でそういうことが保障されているのかというのをね。交付税ってなかなかわかりにくいということいろいろ聞いてますので、その辺わかりやすく説明をお願いします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 前回の全協でも申し上げましたけれども、いわゆるほかの起債につきましては、例えば交付税算入率50%であるとか70%というような、後年度の償還額の70%なりそういった部分が交付税の基準財政需要額に算定される、そういうものです。おっしゃるように、この臨時財政対策債につきましては、これも同じように、100%交付税に算入されるということになるんですね。

ただ、申し上げましたのは、その100%の償還額について算入されるという意味合いが、その借入額の100%ではなくて、前も申し上げましたが、借入可能額、国から示された本町の臨時財政対策債の発行可能額といいますけれども、その発行可能額が保障されるというようなものでございます。したがって、必ずしも借り入れなくてもその発行可能額をもって交付税に算入されるということになっております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私がお聞きしたいのは、そこが見えるような形になっているのかということですね。特別交付税なんかは根拠がなかなかわかりづらい。今の除雪費のやつでも、何か声の大きいところへという話もありましたけれども、それは別として、最後に調整するなんていうのは鉛筆なめながらやるっていう例え

がありますが、そういう感じで決められてしまうことがないのか。特に地方交付税の問題ですから、本来、本町の発行枠というのは3億3,000万よりかもっと大きいと思うんですね。それらがきちっと補填されることが確実なら借金せんでもいいことになるわけで、その辺がいまいまいちわからない。

ただ、国が虎視眈々と狙ってるのは、いつも言いますけど、国民健康保険なんかは顕著にあらわれましたが、いわゆる地方財政は基金積み立てで金余りがあると、それを狙って地方交付税を削減するというのをこれまでたんびたんびやってきたんですね。それも法律とか今まで国が示してきた内容を全く無視してそれを一方的に減らします、減らすんやということを通告してくるわけで、その辺をきちっと担保できるんかどうかというのは、何も説明聞いてないんでわからんですね。我々は、そうなっているんやと、そうなることがわかったんやということなんですが、その辺は。私がそう聞くのがおかしいんですかね。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） おっしゃるように、大変わかりにくいというふうに思います。ただ、なぜ、どう担保されるかということについては、先ほど申し上げましたように、基準財政需要額に算入されるということでございますので、その金額そのものが後年で返ってくるという話ではございません。当然基準財政需要額に算入され、そして一方では、基準財政収入額との差額といいますか、そういったもので交付税額が計算されてやってくるということでございますので、直接的なものではないということは申し上げておきます。

ただ、その基準財政需要額を算定するに当たって、基礎調査といいまして、この起債の基礎調査を国から受けて、何年にこういったものを借りたとか、そういったことを記入をして提出をするわけです。そのときに、この臨時財政対策債については、借入額を記入するのではなくて発行可能額を記入してくださいとわざわざ書いてございます。ですから、発行可能額をこちらは記入をして国に提出をしていくということになりますので、当然そういった形で算入されているものというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） そうなっているから来ているのかというところでは、いまいち私には見えない。説明でも、交付税がこれを少なくすることでこれだけふえていくという根拠は示されないということになるのかなって思って聞いてました。

大体この臨時財政対策債っていうのが出てきたのが、国の地方交付税、きちっとしたその計算に基づいて地方に配分する、その金をどう補うかというところで、後年、国は借金まみれになってますけど、その上、少しぐらいさらに借金積み上げて変わらんやろうという発想かどうかはわかりませんが、そういう中で100%保障するんだということでできた制度ですよ。前、当時はこれも借金と。そのうち、国は100%戻すと言っていながら戻すかどうか。最初はちょっと制度が違ったと思うんですね。一部、地方の借金どれだけかは戻すけれども、どれだけかは地方で少し担いでいってくれと、そのうちに戻すという制度やったかと思うんですが、そんなことも含めて、「なかなか見えない」「不安だ」という声は実際はあったと私は思っています。

今ここに来ると、国の財政事情がよくなったとか交付税のそういうところで当初計画よりかさらに上積みされたという話は余り聞かない中で、こういうことが十分戻ってくるんだよということを根拠で示されるっていうのも、それまたわからないということをおね、そんなんで本当に安心していただけるのかなっていう不安はないではないです。それだけ言っときます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 消防長にお聞きします。

今回の12ページの工事請負金、備品購入費のこの減額については、工事請負金については入札差金等でわかるんですが、備品購入費540万4,000円につきましては本当に当初の予算の盛ったほど、今言う減額になっておりますが、主な減額の、これは備品ですので、この品物というのはどういう品物が今回こういう減額になったのか、ちょっとお聞きをします。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 減額の要因でございますけれども、正直言いまして、ちょっと入札のときに低かったとか、入札の率が、落札の額が低かったということでこういう結果になったということでもあります。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） こういう備品につきましては、品物購入の場合に入札等を行いますので、それによる当初の予算が少し、甘かったと言うと大変あれですが、そういう形で入札による減という形で多額のこの540万が減になったということですね。はい、了解しました。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、承認第3号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 承認第4号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第5、承認第4号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第4号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由

のご説明を申し上げます。

行政不服審査法改正に伴う条例の改正を平成28年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

行政不服審査法改正に伴う条例改正は3月定例会でお願いしたところではございますが、一部において、より適切な文言や表現の改正を行ったものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第4号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては行政不服審査法の改正に伴うもので、既に3月の定例会で条例改正をお願いしたところではございますが、改正条文の一部が誤解が生じやすい文言や表現となっていることから、より適切な文言や表現に改正したものでございます。

まず、第10条、議事についての調書でございますが、「書記は、前3条に規定するもののほか、」とあります条文中の「前3条」の部分を「第7条から第9条まで」に改正するものでございます。

次に、附則2、適用区分でございますが、審査申し出弁明書の規定の改正条例分の適用について、「平成28年度以後の審査申し出」とあるものを「平成28年4月1日以降に固定資産の価格の公示等がなされた場合」に改め、「平成27年度までの審査の申出」とあるのを「同日前」——「同日」というのは平成28年4月1日のことでございますが——「同日前に公示等がなされた場合」と改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第5号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第6、承認第5号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第5号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴う条例の改正を平成28年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、地方法人税の偏在を是正するための法人町民税の税率の引き下げ、自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税環境性能割の創設、自己治療、自己服薬を推進するための医療費控除の特例の創設などです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

○議長(川崎直文君) 税務課長。

○税務課長(歸山英孝君) それでは、承認第5号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いします。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月29日に成立し、3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいた

しましたので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは3点ございます。

まず、法人住民税の偏在を是正するための税率改正でございます。法人住民税は、利益を上げている大企業が集中する大都市への税源の隔たりが見られることから、地域間の税源の隔たりを是正し地域間の財政力の格差を解消するため、法人住民税の法人税割の一部を交付税の原資とするものでございます。

法人県民税法人税割の税率を2.2%、法人町民税法人税割の税率を3.7%、計5.9%引き下げ、地方法人税の税率を同じく5.9%引き上げることで、地方交付税の原資とするものでございます。関係条文は、改正条例第34条の4でございます。

次に、車体課税の見直しでございます。自動車取得税を廃止し軽自動車税環境性能割を設けるもので、自動車取得時に取得価格を課税標準として課税するもので、排ガスや燃費性能の達成度により、非課税、税率100分の1、100分の2、100分の3の4段階の税率が設定されました。当分の間は県知事が賦課徴収を行うこととされております。軽自動車税環境性能割創設に伴いまして、これまでの軽自動車税を「軽自動車税種別割」と名称が変わりました。また、軽自動車税のグリーン化特例が1年間延長し、平成29年3月31日までとされました。関係条文につきましては、改正条例18条の3ほかでございます。

最後に、医療費控除の特例の創設でございますが、住民みずからが自己の健康管理を進めるために、薬局、薬剤師を活用したセルフメディケーション、いわゆる自己治療、自己服薬を推進し医療費の抑制につなげることを目的としております。適正な健康管理のもとで、医療用医薬品から転用された一般医薬品いわゆるスイッチOTC薬の購入費用について所得控除するものでございます。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC薬の購入費用が年間1万2,000円を超えるときは、その超える部分を8万8,000円を限度として所得控除するものでございます。関係条文につきましては、改正条例附則第6条でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、上坂君。

○1 番（上坂久則君） この条例に反対するものではないんですけれども、最近こう出てきた車の性能ね。三菱電機みたいに「非常に性能がいいですよ」「環境に優しいですよ」って言いながら、でも実際はなかったんやと。多分これからっていうのは、そういう車に関しては税が安くしてあるし、それから一定の年月がたって、あるいは古い性能であれば税金を上げるということでしょうから。そうすると、そういうときの補填っていうんかね。本来、全然性能がなかったら高い税金を払わなきゃいけないけれども、ごまかして安くした場合、後どういうふうに処理するのかなど。これはひとつ今後の研究課題として、知事の責任においてやるってことですから、その辺は県のほうから何か。生々しい話ですからどうするっていうような方法を受けているのかどうか。もしなければ今後どうするのかって、それだけちょっと。わかる範囲で結構ですから。

以上です。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 今問題になっている燃費の改ざんなんですけれども、平成28年度で対象車種が36車種ということで、この車種については軽減を満たされなくなる可能性が出てくるということでございます。50%軽減については、例えば850キログラムの軽自動車ですとリッター29.4キロをクリアする必要がありますし、また同じく25%軽減の場合ですとリッター24.5をクリアする必要があるかと思えます。正しい燃費が出た時点でこの数値を上回っているような悪い燃費になった場合は、追加の税を徴収することになるかと思えます。また、その損失分については、現在はっきりとは申し上げられないんですけれども、当該自動車会社のほうが補填するような形になるかと思えます。

県からの指示等につきましては、今、県のほうでいろいろと考えているところで、具体的な指示は出てございません。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8 番、上田君。

○8 番（上田 誠君） 2 点ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

軽自動車のやつ、前も一度改正があって、古い機種というんかね、については税率が高くなりますよと。今回、取得税廃止して、その中を見ると、結果的に平成17年度、排ガス規制適合車、そういう形の、100分の1とかが出てるわけですが、当町なんかの軽トラック、要は農業で使っているやつとかね、そういう

ようなやつは結構長いこと使ってるっていうんか、いうふうになってますわね。そうすると、古い機械は買いかえなさいよっていう感じになるわけなんですけど、何かそこらあたりの、古いトラック等持っている人の、何かできないのかなというふうに思うわけですが、例えば農業所得のところでの、その機械類の税というんですかね、そういうふうなところでできないのかっていうのをまずちょっとお聞きしたいのが1点。

もう1点は、医療控除の創設のセルフメディケーションというわけですが、これの内容が、スイッチOTC医薬品って書いてあるんですが、それがどんなものなのか。例えば一般薬局での購入なのか、その一般薬局でも、普通やったら薬剤の処方されたやつなんかは対象になると思うんですが、そこらあたりの住民に対しての周知も含めて、それとかその薬局での購入に当たっての何かうまくわかるやつとか、そういうのはどういうふうに対応する予定なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず1点目、経過年度の古い車両に対する補填みたいな部分があるかと思うんですけども、おっしゃるとおり、長いこと使って物を大事にされた方に重課するというのは非常に忍びない部分があるんですけども、何せ昨今の車の環境性能というのは非常によくなっております。私も10年くらい経過した車両に乗っているんですけども、リッター10キロくらいしか走らないと。ところが最近の車は実燃費で20キロ行く車も珍しくないということで、将来なるべく残さなければならぬ化石燃料等をその分余計目に使っているということから、仕方のないことではないのかなというようなことを考えているところでございます。

また、スイッチOTC医薬品につきましては、もともと処方箋医薬品、医療用医薬品ということで医師の処方箋がなければ買えなかったものが、副作用の状況とかその他勘案して一般医薬品としての認可を得られたものでございまして、種類は何種類かございます。具体的には胃腸薬のH2ブロッカーとかがそのようなものになるかと思うんですけども、それについては、やはり制度を、この趣旨を理解していただくために、税務のほうも当然PRしていく必要があるかと思っておりますし、また医療の分野についてもそういうものをPRしていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 車のことは、仕方ないって言えばそれまでかもしれませんが、何かちょっと腑に落ちんように思ってます。

医薬品のところは、やはりジェネリック医薬品みたいな形で、ある面では住民の方々に周知できるような一つの、例えば町の広報であるとかそういう中できっちりそういうものをお知らせする、また年度末の医療控除のときにはそういうことが適用されるというのは、ぜひ周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ちょっと基本的なところでお聞きしたいんですが、今回、地方法人税の偏在是正ということで税率の変更があります。軽減されるということですが、それで収入の減った分は率直にどうなるんですか。私は収入が減るのではないかなと思うんですが、本町にとって幾ら減るかということで、地方全体にとってどうなるかということも含めて考えると結構大きいかなって思うんですね。

2つ目は、ちょっとお聞きしたいのは遊休農地、要するに田んぼをつくらなくなったら税金1.8倍にするという話があるわけですね。固定資産税を。自民党が盛んに、稲田先生なんかは言っておられますけれども、それは具体的にどうなんでしょう。28年度から実施って聞いているんですが、27年度ですか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、法人税のことをございますが、法人住民税の減額される分は全て交付税の財源となるということをございますので、税収そのものは日本全国的に減るけれども同額が地方交付税の財源となるということで、地方にとっては全体的に見ればプラス・マイナス・ゼロということで、この目的とするところは大都市部から地方に税源を持っていこうというのが目的でございませぬ。

また、農地課税の件でございませぬけれども、これは地方税法の課税で対応されるものでございまして、農地保有に対する課税の見直しということで2点ございまして、農地中間管理事業のための賃借権を新たに設定した農地等については税金を減額するというのと、もう1点は、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、評価額に乗じられる割合0.55を乗じないという、約2倍になるというのが、これが税改正で平成29年から施行されるものでございませぬ。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 地方の財源というのは数少ない。地方にあってはそれが不足するから交付税ということで、たくさん集まるところとか、国税の からそれを財源として地方に是正配分されるということになっていると思うんですね。わざわざ地方の財源になっているのを減らして、それを交付税に入れるというのは、ある意味、そういう地方の自主財源を奪い上げるっていうこと。交付税でいろいろ手当てをすとは言っても、その根拠っていうのは自治体によって差が出てくるわけですから、ある意味その辺は問題でないか。非常に収益性の高い企業があれば。中小企業の7割は赤字経営ということがありますから、その黒字経営している本当に豊かなところの税金を負けることにもなる。やり方はそれだけの話やね、見てると。それは僕はやっぱり、地方としてそんなことをいい、いいって言っていいのか。

確かに本町では対象金額はそれほど大きくならないかもしれないけれども、本当に豊かな企業、人が吸い上げられるだけになるのではないかとということもあり得るわけですね。それは地方税、自主財源は自分たちで確保しろというところからいうと、全くの逆行ではないか。要は、一定程度不足する分はまたほかのところから回してくるということと言われても、これまた先ほどの交付税の話じゃないですけども、眉唾になりかねない。それは歴史がそうなってるのではないかなと思うんですね。

あと、遊休農地の問題ですが、これは直接税条例には関係ないかもしれないですけども、今回の地方税法の改定の、ある意味、農民にとっていうと非常に、2階に上げておいてはしごを外すというやり方、T P Pの問題ですけど、だけではないですね。米の輸入自由化が促進されて米価が下がるだろうと。耕作放棄地になったら税金を1.8倍にする。0.55を乗じてだと大体、それを掛けないということですから100%になる。そうなれば約1.8倍ぐらいって言われていると思うんですね。ただ、そこをよく見てほしいと思うんですわ。中間管理機構に任せますよということを引受手がない中山間地域の農地、放棄されている農地を中間管理機構に預けるっていても、今の現状でいうと、引受手を見つけない限り中間管理機構は預からないって言うてるんですね。そうすると、預からないところについては税金を1.8倍にするということですから、それは制度的におかしいところでないですか。そういうやり方っていうのは、国で決めることとはいえ、非常に負担が大きい。金も収入の当てもないところから税金を増額して

ぶったくろうという発想ですよ。それはちょっとどう考えてもおかしいと私は思ってるんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 法人住民税については、やはり法人税割というのは利益に対して課されるということ、それとどうしても本店機能が多いところが多くなるということで、都市部に法人住民税が集中する傾向にある。いわゆる市町村間の不公平がある税制というようなことを前提に、その不公平をいかにして公平に持っていかということなので今回の改正がなされたものと理解しております。

また、農地のこの件についてなんですけれども、農業施策やらその他のこといろいろあるかと思うんですけれども、税務課の立場としては税法律主義ということで、地方税法が改正されたらそれを運用せざるを得ないという立場でございますので、その辺ご理解ください。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） もう最後の質問ですから。

確かにそうです。税務課としては大変だと思うんです。だって、そんなもん寝耳に水ですよ。1.8倍にするっていう話が出てきたのは。つい最近ですよ。それもまともな審議もなしに、ただ米価が安くなって耕作放棄地がふえるわっていう話の中でそういう話を制裁的にやろうということですから。だからT P P絡みだというのもご存じやと思うんです。

率直に、町長、こんなの聞いてどう思います？ 地方で、ただでさえ過疎化が進んでいる。高齢者が多い中で農地を中間管理機構を通じて出せばお金は出すということを言ってるんですが、その中間管理機構も引き受けないところに税金をかけるというんですね。うちの場合は中山間地域で、田んぼについては中間管理機構へ申請するときには引受手を自分で探して申請しなさいっていう話ですよ。それでなきゃ中間管理機構は引き受けない。しかし、中間管理機構が引き受けないという土地がどんどん出てきた場合、税金1.8倍というのは、それは幾ら何でもおかしいと思いませんか？ ついこの間出てきた制裁措置としては、余りにも稚拙としか言いようがないと私は思ってるんですが。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおり、中山間地につきましては、町としましても、いかに耕作放棄地がないようにするかということをしてJ A、また関係機関とも今話ししております。担い手の育成とかそういった周りもしっかりしていかなければ

ればいけないなと思うのと、また園芸のシフト、そういったのも積極的に進めていかなければいけないということで、今年度の予算もそういったところをしっかりと見させていただいております。

ただ、一番心配してますのは耕作放棄地が、今はやはり皆さん、何とか自分の農地は守ろうという、そういった意識を持っていただいてやっておりますが、それがぱっぱっと広がりを見せていきますと、「耕作放棄地になる」「じゃ、うちも」「うちも」「うちも」ってなってきますと大変なことになりますので、そういったことがないように、農業につきましては農業改革とかTPPとかありますので、今がこの町としましても踏ん張りどころだということで一生懸命農林課と、また関係団体と協議しながら進めさせていただいております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 1点お願いします。

この法人税の改正に伴いまして、たしか2,700万ぐらい減額になるというふうな説明を聞いてるんですけども、このことによって本町は間違いなく交付税算入でそれ以上に返ってくるということで見込まれてますか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ちょっと補足させていただきたいんですけども、26年決算ベースで約2,700万程度が減額になるということで、法人税につきましては年度によりまして大幅な上限がございます。平成26年につきましてはかなり税収がよかったということで2,700万が上限であると。大体それ以下、2,000万程度でないかなというようなことを見込んでいるということでご理解ください。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） この改正によって交付税にそれだけ見合った分がはね返ってくるのかということだろうと思うんですけども、具体的な数字というのはつかんでおりませんので幾ら幾らということとは言えません。

ただ、全体の話としては、そういった法人税の都市部偏在といえますか、都市部に集中している、それを少し法人税が低い地方のほうに回そうというような中身ですので、うちのような小さなまち、法人税が都会と比べてそれほど高いとは感じておりませんので、そういう意味では、そういった地方交付税としての恩恵を受ける側であるということには間違いはないだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

原案に反対の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、この地方税法の改定に基づきます町税条例の改定ですが、これは一つは法人税の減税があります。確かに法人税の減税、中小企業の多くは赤字だということです。この中小企業、赤字の企業からも税金を集めるという形で、近年、外形標準課税というのが強化されています。そこでも集める。赤字の企業からも集めているわけですね。黒字の企業については、これで見ると税金取ってないわけですから、赤字のところは取らないわけですから、黒字のところは負けるという実態がここで生まれるんですね。その交付税の原資にするという話ですけれども、実は来年から消費税が10%に上がります。その金をどう地方に、ある意味、分け前としてよこせということを経方として言うかという問題が今までも論議されています。そういうことでごまかされるのではないかという話も実際あるわけですね。だから消費税なんかの引き上げを前提としたもの、本当にその根拠まで含めてそうなっているのか怪しいところがあるということと、先ほど言いましたように、赤字の企業は納めてないわけですから、それは外形標準課税で赤字の企業からも取る、さらに黒字の企業は負けてやるというやり方については、それは幾ら何でもおかしくないですか。それなら我々の税金負けてほしいというのを率直に言いたいと思うんですね。

2つ目の理由は、確かに本町には関係ないですが、地方税法の改定で遊休農地の問題があります。質問でも言いましたけれども、まさにTPP導入で米価が下がる。幾らになるかといったら1俵6,000円前後になるんでないかという話をしていました。外国に売れば農家の所得もふえるって言うんですが、外国にその米がどれだけ行くか、その売った金のどれだけが生産者に入ってくるか、それは全くの未知数で施策にもあらわれていません。そんな中で耕作放棄地、高齢化社会が叫ばれていますけれども、都心に出ている人にも、例えば遺産分与で土地が渡ることもあるわけですね。不在地主になるわけですね。そういう人たちが、

どこにも管理されない土地を、農地を持っているとしたら、そこは放棄地になる可能性はこれから非常に、引受手がなくなれば高いわけですから、そういうところにこれ見よがしに税金を1.8倍にすると、だから安い米でもつくり続ける、農地として活用しろというやり方は、幾ら何でもそのやり方がひどい。こんな内容を町議会として見ていると、地方そのものの、やっぱり破壊としてつながっていくのではないかと。自治体としても僕は大変な状況になると思っています。

そういう意味ではやっぱり、税条例の改定ですと、今までですと割と少数の反対で来ていますけれども、こういうときにはやっぱり地方自治体も反乱するぐらいの気持ちできちっと示していかなあかんと、そういうところに来ていると私は思っていますので、町の税務課としては非常に苦しいところはあると思うんですが、議員の立場としては政治的にそういう立場をはっきりさせて、反対の立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、討論を終わります。

これより承認第5号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。11時25分より再開いたします。

（午前11時14分 休憩）

---

（午前11時25分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 承認第6号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、承認第6号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第6号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴う条例の改正を平成28年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、軽減判定所得を見直し、低所得者層の税負担の軽減を図るとともに、課税限度額を引き上げることにより、負担能力の高い納税者に対し税負担の増をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第6号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月29日に成立し、3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

改正点は2点ございます。

まず、課税限度額の引き上げでございます。

医療費が増加する中、被保険者の所得が伸びないような状況において課税限度額を引き上げずに保険税率の引き上げのみで保険税収入を確保するとすれば、高所得者の負担と比較しまして中低所得層の負担がより重いものになります。一方、課税限度額を引き上げることとすれば、高所得層に多くの負担を求めることになるものの、中低所得層に配慮した保険税設定となることから、今回、課税限度額を引き上げる改正を行いました。医療給付費分を2万円引き上げ「52万円」から「54万円」、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ「17万円」から「19万円」に、介護納付金分は「16万円」で据え置き、国民健康保険税全体の課税

限度額を4万円引き上げ「85万円」から「89万円」とするものでございます。関係条文は、改正条例の第2条でございます。

次に、軽減判定所得の引き上げでございます。

保険税負担能力が特に低い納税者を救済するために、世帯の所得が一定の基準を下回る場合に応益割を軽減しておりますが、今回の改正で判定所得額を引き上げるにより判定の枠を広げるものでございます。5割軽減の判定所得を5,000円引き上げて「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減の判定所得を1万円引き上げ「47万円」から「48万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。関係条文は、改正条例第21条でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっとわからんところがあるのでお聞きしたいんですが、その上限を引き上げることによって中低者の方々の軽減を図ると。これは上限を引き上げて、高所得者というんですか、そういうのを上げるわけですが、そのほうはちょっと重くなりますが、その割合から見ると低くなるということであって、中低所得者のところについては全然変わらんわけでしょう。だからその言い方でいくと、何か軽減になって安くなったよという見方の発言に聞こえるんですが、実質は中低所得者は何も変わらずに、その上限引き上げた分を少しそこの方にもらおうという発想ですね。だからそれを割合的に見ると、中低所得者が率的に減ったという言い方をしてるんですが、それは率的に減るんかもしれんけど、その金額的には何も変わらんのではないかというふうに思うわけです。

引き上げることによって、その負担する方は町内では何人ぐらいいて、どれぐらいのその増になるのか、それちょっとお聞かせください。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ただいまご説明申し上げたのは比較の問題でございまして、最高限度額を引き上げずに税率の引き上げで対応しようとするならば高所得者のほうの有利。ただし、税率改正でなく最高限度額の引き上げで対応するとするならば、比較として中低所得者に配慮したというようなことになろうかということでございますので、そのようにご理解ください。

また、引き上げにつきましては、平成28年4月現在で、医療費給付分が最高限度額21被保険者、介護支援金分については31被保険者数でございます。

○8番（上田 誠君） どれぐらいの増になるんですか。

○税務課長（歸山英孝君） 52世帯でございますので、それぞれ2万円ずつですので約100万円ほどかと思いますが、全てが最高限度額に移行するとは限りませんので、個々の所得状況に応じて変わってまいりますので、大体52世帯のうちの約5割から7割程度が上がるのではないかなと予想しているところでございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） その税率改正という見方もあるんかもしれん。それじゃなくて、こういう形で言ってるんですが、何か私から見るとそんな抜本的なあれでも何でもないなというのと、先ほど言いましたように、中低所得者は何も変わらん。要は、その費用とかは何も安くなっているわけではないのでね。ほんでその増額も、見ると半分ぐらいで50万、それぐらいということであれば、別にそういうする必要はないんでないか。かえって、もっと抜本的な考えを変えるとかそういうことをしないとイケないんじゃないかというふうに思います。

それから、判定基準がその5割のところ、そこも引き上げることになれば、その分が重くなってくるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらあたりはどうなんでしょう。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 今回の改正なんですけれども、もともと最高限度額を設けるということにいろいろと議論があるところでございまして、所得に応じて負担をいただくなれば最高限度額を設ける必要もないというような意見もございします。その中で、全体、総枠を変えずに全体的な中身、いわゆる高所得者層にちょっと負担をお願いして低所得者層の負担を軽くするというのが今回の改正でございます。

濟いませぬ、もう1点は。

○8番（上田 誠君） もう一つは、判定を5割にしたまま、その限度額上げてるでしょう。

○税務課長（歸山英孝君） 判定を、5割軽減、2割軽減の判定枠を広げることによりまして、そういう方々の負担が軽減されるというようなことでございます。

ちなみに、軽減額の調定額が合わせて約2,000万程度になろうかと思いま

す。その中の約3%程度がふえるとすると、税額にして60万程度が減額になるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 確かに税金って金のある人から集めればいいんですけど、国税保に關しては最高限度額になる所得の額が社会保険と比べると低いと言われていいます。もともとが基盤が脆弱な人たちが入る皆保険制度として1960年代に国によって導入されたんですが。

ただ、この最高限度額の引き上げの問題をしてみますと、ちょっとやっぱり最近ずっとすごいと思うんですね。何でっていうと、後期高齢者医療制度が始まりました。この負担は何もなかったわけですね。ほんで介護保険の納付金も、その負担も始まりました。当初40万円ぐらいで大体最高限度額が推移してたんですが、今計算してみると99万円ですよ、たしか。

○税務課長（歸山英孝君） 89万円。

○9番（金元直栄君） 89万円、10万円。90万円ぐらい、倍以上になってきている。ここしばらくでもそれぐらいになってきている。その負担を一方的に、税金があるからその負担をとというわけにはいかんと思うんですね。特に固定資産税をしてみますと、国の方針によって評価額の何%まで課税評価額を上げるかということについても、もうほぼ行き着くところまで行っている。要するに、固定資産税を引き上げといて、さらにこれも引き上げてくる。負担ばかりふえているんですね。さっき、黒字の法人には負けるという話でした。そういうこと等々考えるとすごい矛盾を感じませんか。僕は、このお金を収入の少ない人たちのところへ回すっていうんですかね、これをやっていけば引き上げがちょっとおくれるから、額が少なくなるから、中低所得にも恩恵があるんじゃないかと思うんですが、決してその範囲を超えている、今、状況ではないかと思うんですけど。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、誤解のないように申し上げたいんですけども、法人税の件なんですけれども、法人の立場からすると減額になったわけでは決してございません。法人住民税の減額分については、国税であるところの地方法人税が同率で増額になりますので変わらないということだけご理解ください。

あと、保険税制でございますけれども、何分この税制というのは保険給付等の歳出が先に来ている部分がございますして、税務当局としては、本音を言わせていただくならば改正したくないという部分もございます。ただ、あくまでも、先ほ

ども申し上げたとおり、税については税法律主義ということで、法にのっとった賦課徴収をかけていかなければならないということで、地方税法の改正に伴い今回改正をお願いするところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今度は一言だけ。

税務課長が答弁してますけど、僕はそれはおかしいと思います。大体これの説明は確かに地方税法の改定ですけど、その根拠とか制度の問題からいうと、私は本来、住民課長が答弁すべきではないかなと思っているのだけ言っときます。だから税務課長にいろいろそういう制度の問題聞いても、それは答えられんのが普通やと思うんですわ。だからこういう制度にしてあるのが地方自治体のちょっと大変なところかなって同情はしてるんですよ。賛成はしてませんが。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、この国民健康保険税の上限額の改定についてですが、質問等でも言わせていただきましたように、後期高齢者医療制度が始まる、また介護保険が始まる。その限度額も一桁の万円から二桁にもなっている。それが国保税の最高限度額に加算される。これを考えると、以前の倍以上の負担額になってくる。特に国保制度というのは、低所得者、自営業者、そういう人たちが皆保険制度の恩恵にということで始まった制度です。そういう意味では、例えば国費が2分の1と言いながら、今、2分の1どころの負担ではなくなっている状況がありますから、根本的に制度を見直して、国保税も含めて負担がどんどんふえていく問題については、やっぱりしっかり私は議員として見ていかなきゃいけないと思っています。

こういうことで、国が決めるからということでどんどん上げてますが、自治

体によっては、おくらせて少し低いところで改定を続けていた自治体もありました。今はもうあるのかどうかというのはちょっと定かではありませんけど、福井市は何年か置きに上げている。要するに、永平寺町とか旧松岡で、上げていた金額よりも何年かおくらせて引き上げを実施していたという地方の裁量もあるわけですから、その辺は十分考えられる条例の改定ではないか。

よって、最高限度額の引き上げについては反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 国民健康保険税条例の改正案に賛成の立場から申し上げます。

本来、国民健康保険税というのは目的税であり、等しくその加入者から取るのが必要だと思いますが、今回の改正は課税限度額のみを引き上げでされていると。本来ならば、今の現状の国民健康保険の状況を見ると、全体的に見直し、国民健康保険税の改正をすべきであると思いますが、限度額の引き上げだけにとどめておる。これは中低所得者層を配慮した町の施策とし、私は賛成の立場と賛成を申し上げます。

○議長（川崎直文君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、討論を終わります。

これより承認第6号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 承認第7号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、承認第7号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第7号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

この件につきましては、平成28年4月14日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

概要といたしましては、町有施設による人身賠償事故について、相手方との示談が成立したことに伴い損害賠償の額を専決処分したものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水昭博君） それでは、承認第7号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての補足説明を申し上げます。

議案書の40ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

41ページをごらんください。

下段のほうですが、事故発生日、平成28年1月17日。事故発生場所、永平寺町轟地係。事故の概要、被害者が地区どんど焼き会場へ徒歩で向かう途中において、消火栓ボックス周りの舗装段差部分につまずき転倒し、負傷したものでございます。事故の種別、人身賠償事故。損害賠償の額、4,580円でございます。

以上、承認第7号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第9 議案第32号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第9、議案第32号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第32号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

商工費において、町のブランド化を推進するための事業費642万3,000円を計上するものでございます。永平寺町の歴史や文化、自然、農業などの地域資源を永平寺や禅文化と結びつけて情報発信を行い、今後の商品開発や6次産業化に向けた取り組みを推進するとともに、町のブランドイメージの確立や浸透を図ってまいります。

これらの財源となります歳入は、前年度繰越金により措置をしております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 財政課長。

○財政課長(山口 真君) 議案第32号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,741万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、45ページから46ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

50ページをお願いします。

款7商工費、目3観光費の642万3,000円は、3月末に国の加速化交付金事業として要望し不採択となったもののうち、町のブランド化を推進するために必要となる事業について今回計上を行うものでございます。

主なものとして、まず委託料300万円は、農産物などの地域資源を永平寺や禅文化と結びつけて情報発信を行うほか、プロモーションやアンケートに基づく商品の開発、販売促進に結びつけるため、東京都内で開催されるイベントに季節に合わせた出展を行うための費用として計上するものでございます。また、補助金330万円は、「禅(ZEN)」ポスター文字等の商標登録費用や、町民や商工業者等に対してブランドイメージの確立、浸透を図るための活動費用等について、事業主体であるブランド戦略推進委員会への補助金を計上するものでございます。

なお、歳入につきましては、前年度繰越金を計上しております。

以上、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 1点お願いいたします。

この商工費のブランド戦略推進委員会補助金330万であります。全協でもいろいろお聞かせいただいたんですが、その説明資料をいただいております。その中でブランディング会議300万というふうになっております。その内容を見ますと、先進地区の代表の方やデザイナー、コーディネーターなどのゲストを交えての、講演会ですか、懇談会ですかというか、そういうようなことということではありますが、非常に金額としては大きいなというふうに思っているわけですが、このブランド推進会議、前年度にブランド化の策定をいたしておりますね。ブランディングの考え方ですか、という中でのことしの幾つかの事業がありますけれども、その中でこの会議というのはどこに位置づけられるんですか。

2016年度のやるようなこと、コンセプトの周知、活動組織の確立、町の共通アイデンティティの開発、あと基本調査、あとPR、情報発信というような活動を2016年度はやっていくというふうになっておりますが、このブランディングの会議は一体、その部分のどういうところに位置づけられて、その内容がもう少し出ないか。もうちょっと言ったら、内容が出なかったら、この会議で目指

すものは何かということをごまかせいただかなければ、余りにも、ちょっとこの金額の中でどういうものを行うのかなというのが非常に理解できないので、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほどのブランド戦略委員会の300万の補助についてのご質問でございますが、これも全協等でお話をさせていただきましたように、昨年、町の再生計画を立てるときにいろいろ、ブランド検討会3回開かせていただきまして、町民の皆様の意見等を集めさせていただきました住民発意の会議ができたと思っております。また、計画策定におきましては、ブランド化戦略の企画委員の皆様実際に立案の実戦部隊となって、皆様が主体となった議論を繰り広げていただいて、この間お示しした結果をお示しさせていただいたところでございます。

今回のこの300万につきましては、そのブランドの企画委員会の皆さんの中で、自分たちがもう少しいろんな人たちの意見を聞いて、今後それを自分らの仕事なり、また町のブランド化につなげていきたいという声を強くいただいております。その中で、先ほど議員の話にもありましたように、先進地区の代表の方及び町のブランド化でコーディネーターということで中央のほうからクールジャパンのその委員の中から選任されているような方にお越しいただいて会議をさせていただきましたように、いろんなその地位にある人の中からやっぱり町にふさわしい人に来ていただくということで、多少金額的には、地方単価といいますが、都会の単価とはちょっと差異がございますが、高く見られるかもわかりませんが、そういうふうな人のご意見をいただいてまちづくりをしていきたいという声もありますので、それに見合ったものということで今回予算をさせていただきました。

先ほどの計画につきましては、やっぱりそれらの計画の中にもさせていただきましたように、地域の人々が自分たちの町をまず認識していただくということと、そして自分たちがまちづくりに協力していくということと、ブランドについて真剣にやっていくということをご認識していただくためにもこういうものも必要かと認識しておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○2番（滝波登喜男君） さっぱりわかりません。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年、国の補助金をいただきまして、今説明あったように、

3回に分けて為末さんを初め先進地の方に来ていただいて、ブランドとは何か、またブランドを皆さんでつくっていかうというのを町民の皆さんとやらせていただきました。その中には、永平寺町のブランド戦略推進委員会の皆さんと一緒に、「じゃ、こういうふうに進めていかう」とか「こういった話を聞きたい」とか、そういった中でやってきました。

今年度は、まずこのブランドの意義とといいますか、こういったものを町民の皆さんに深くわかっていただく。何か一部の人たちのためだけのブランド発信であったりそういったふうではなしに、町民の皆さん、農業されている方、また商売されている方、もちろん観光をされている方、そしてこの永平寺町に定住をしたい方、そういった人に向けて、このブランドをいかに有効に使って発信していくかというのを具体的にこのブランド戦略推進室の皆さんと進めていく。その中で、昨年とはまた違って、今度はそういった先進地の方の意見、ここでは、よその先進事例はこういうふうやって地元が盛り上がってますよとか、そういったのをあわせて進めさせていただきたいと思います。今年度より、このブランド、いつまでもそういう調査とか研究とかそんな机の上ではなしに、やはり町民の皆さんに実感していただく、そういったスタートの年にしたいと思っておりますので、もちろん町外にも発信していきます。

そういったことの事業だということをよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 昨年3回やってますよね。これは幾らぐらい、やっぱり300万ぐらいかかっているのかな。それと同じようなことをするのではないんでしょう。同じようなことをするんですか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年は、国のほうから地方再生計画をつくるということで100%の補助でいただいた事業の中でやらせていただきました。やらせていただきました、1,080万円ので80万円だけ町費を見させていただきました。今年度はそういった、ブランドとは何かというそういった参画をいただいた中で、より実践的なものに取り組んでいくということで、やり方につきましては昨年のように、3回もしませんが、1回か2回開催させていただこうと思いますが、そのやり方につきましてはまた、昨年、ブランド委員会の皆さんも、「こういったやり方、町民が参画しやすくもいいよね」とかそういった意見も出てますので、今年度またやり方については、そのブランド委員会の皆さん、そして森ビルさん

とまた話をしながら効率のいい開催の仕方をさせていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっと重複するかもしれませんが、私もこれそのもの全てを反対するものでも何でもなくて、この前の全協のとき、それから今いただいた中でも、まだ見えてえんなということで、あえてちょっとさせていただきます。

前は、今言った1,080万の中の一つの事業の中でブランド化のやつを、講演もやってそういう形でやる。あのときの説明もあったように、ことしは実践でやっていくんですよと、継続的にその実践みたいな形で、町民の方、またその対応をする方々、それは今町長も説明あったように、農業であったり商工であったり観光であったり、そういう方々がそういうブランド化という意識を持ってやっていけるように今回もその継続してやるというふうな見方になってます。

それに対しては私は何ら異論を申し上げているわけではないんですが、例えば今ほど町民も巻き込んだ云々という話もありましたが、それは今後の企画委員会がやってくんだよというんではそれまでかもしれませんけど、結果であるとか目標値であるとか、ある面では目標管理なんかはどうしていくのかと。だからこれが終わった中で、300万かけた中で、一つの見方ですけど、例えば開催はここで、こういう地域でこういう形で何度も来て、その実数だけではないんですが、何かそういうふうな、ある面では、その費用対効果じゃないけど、そういうものが見えるものやっぱある程度示してやっついていかないとあかんのじゃないか。そうすることによって住民の方も参画していくと。絵に描いた、漠然と、ばさつと「こんなんですよ。だから住民の方も参加してくださいね」って言われても、なかなかそこは難しい。それよりも、この地域ではこれをやるためにぜひ、例えば農業のこの方に協力いただきたい、ここについては、観光なら門前の人だけど、地域を取り巻く、例えば仮に、わからないけれども、一つの例として民泊の宿泊を考えるのであれば、そうできるような方々を協力するためにピックアップじゃないけどこうしていきたいと。何かそういうふうな実例というんか、大きな具体策をやっぱ示しながら巻き込むというんかね。それをぜひ盛り込んでこういう形でやるんだと言うと私もそうかなと思うんですが、何かちょっと漠然とし過ぎてるなというような気がするので、ぜひそこらあたりをもうちょっと、あるのであれば示していただきたいし、先ほども言いましたように、前提は何も反対するものじゃないんですけど、そういうふうな見方をぜひ、できているのかというのをちょっと確認したいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） これらの事業につきましては、実を言いますと国の加速化交付金で申請をしていて、実際的に今回は枠に入らなかったということで。その中で、情報発信ということも含めて、今ほど精進とかそういうふうな計画で方向性も出てきているという中で、地域の皆さんとどうやってやっていくかということで、例えば商工業の皆さんの中で自分の商品を今後PRしていくためにはどうしたらいいとか、あと先進事例でまちづくりで、例えば小布施町とかそういうところでちょっとしたきっかけで人が来るようになったとか、そういうふうな事例などの検証を踏まえて、いろんな全国の中で永平寺町に近いような、またそれにヒントになるようなところを委員の皆さんの中で勉強した中で、多くの町民の皆さんにそういう情報も伝えられるようなものを作りたいという思いで今回あります。

また一方では、実際に商品を今後全国展開していく中で、都会での考え方といいますか、売れる方策とかそういうものについても、事業者の方から「一遍、都会で物を売ったときにどうしたらいいかという考え方も聞かせてほしい」という声も実はいただいております、そういうものも企画委員の皆さんの中に議論を重ねた上で、これもそういう事業者の方に対して、商工会を通じて募りたいとは思っておりますけど、そういうふうな事業で町を全体的にそういうふうな考え方を広めて最終的にはブランド化、最終的には地域振興に結びつけていきたいという思いがありますので、そういう点でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この前も全員協議会でお示しました再生計画の中で、観光客を5年後に向けてこうやって、ちょっと今ここに資料がないんで何人かというのはあれですが、お示ししてるのも、またそれを目指すのにとっても、これは一つのあれだと思っておりますし。

もう一つは、今、細かなところとおっしゃられた、じゃ、これをする事によって農家の皆さんにどういったブランド効果があるか。今考えてますのは、やはりこのブランド化によって商品に付加価値がつく。また町外、県外に営業に行ったときに、そのブランド名によって営業しやすい環境をつくる。また、企業さんが、このブランドがあることによって永平寺町で企業を起こしてみたいとか、企業誘致、工場をつくってみたいとか、そういった効果を狙っているものでもあります。細かなそういった農家の皆さんに対しての目標数値といいますのは、やは

り行政が設定するのではなしに、今回この協議会でいろいろ説明して、「このブランドいいな。一緒に使いたいな」というふうにご理解いただいた中で、じゃ、どれぐらいこれで効果を求めようかという、そういった中での数値設定というのはもちろんしていかなければいけないと思いますし、それに向かって進んでいくのが大切だと思っています。去年は全体的な、今年度は、もうちょっと町の人にこれをわかっていただいいてお互いに数値設定をすると。行政がつくってこれで行うというのではなしに、じゃ、こういうふうにやっていって、こういうふうに頑張ろうという、皆さんと一緒にやっていこうというのをしていきたいと思ひますし。

もう一つ、これ今回、予算計上させていただきましたが、加速化交付金で漏れた事業について県がもう一度、今度は県単になりますが、事業をしようということもありますので、これは今回町単で出させていただきますが、県のほうにも申請をしまして、認められればまた幾らかの補助金が出るように頑張っていきたいと思ひますので、こういった投資の予算につきましてはなるべく町単を使わずに、国、県またしていきたいと思ひますが、やはり町単でなければいけない部分はさせていただきますと思ひますので、またご理解、ご指導をよろしく願ひします。

○議長（川崎直文君） ほかに。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） この件なんですけれども、これは加速化交付金で申請されて不採択になったというふうに先ほどからおっしゃってたんですけど、不採択になったら、なっただけのそれなりの理由があると思うんですけど、その理由が明確になっているのかどうかと、それから、その理由が明確になっているのであれば、その不採択になった理由をいかにしてクリアして改正したかというのがあれば教えていただきたいと思ひます。

そうしないと、今町長がおっしゃってた県の事業に今後申請をされても採択されなくなる可能性も十分考えられますので、採択されなかった理由をきちっと訂正して事業に結びつけていくということが一番肝心なことのように入ひますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

前回の加速化交付金、これに関しては、いろいろな4つのことが入っていないと

なかなか採択は難しいという話をさせていただきました。ちょっときょうは手元に資料ないんですが、地域間の連携とか事業間連携、あと自立性、あともう1個何やったかな、ということで4つほどありました。これをうまく組み合わせる事業をしてくださいと。プラットフォームなんかは事業間、自立性、それとかいろんなので適度なメニューが入っていたということで採択になりましたが、この商工観光系のこれは、やはり観光が前面に出てしまっているいろんなことが、地域連携とか事業間連携、ちょっとぼやけるねという感じで通らなかったというふうに理解しております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） この計画そのものはね、やっぱり知識とみんなと知恵をかりないとどんな事業でも進みませんから、私はこれはやる価値は十分あると。これは外部の講師をお招きしたときに、できれば記録をしてもらって、ただ、当日どうしても都合悪くてそこに行けないときも、私もあったんですね。そしたらたまたまこしの国のケーブルテレビでやってて、それをちょっと全編CDでくれんかというのがありましたから。そうすると、そういったものも、これは出席したときにお金払うわけですから、前もって記録をして、あくまでも町内の研修のために使うということであれば、ノーということは、芸能人じゃありませんから、ないと思いますんで、その辺はちゃんとやってほしいなど。別に1枚100円ぐらいで入るわけですから。しかも、固定式でこしの国に頼めばそんなに難しい技術は要りませんから。そうすると、今まで参加できない方で、途中で、後でもう1回勉強したいという人にぜひ見てくださいというね。これはかなりの効果があると思いますんで、ひとつお願いということでちょっと答弁求めます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと情報発信の話になりますが、消防の防災についてのDVDも実はこしの国ケーブルテレビで流させていただきますが、やはりケーブルテレビだけですと視聴者の方も限られる、また時間帯によってはなかなか見られないということもありまして、今おっしゃられたとおり、コンテンツによりましてDVDにしまして各区に配布させていただいたり、コンテンツによりましてその配布する先は変わるとは思います。もう一度、踏み込んだ情報発信について今年度取り組ませていただいております。

もう一つが、例えばいろいろなコンテンツを入れたDVDを制作しまして、銀

行であったり商工会さんとか町の診療所とかそういったところにも置かせていただいて、待合室でも流せていただけたらなと思っております。

またいろいろご指導、またご提案いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第32号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第33号 平成28年度ふるさと創造拠点施設（仮称）建設工事の請負契約締結について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第10、議案第33号、平成28年度ふるさと創造拠点施設（仮称）——仮の名称です——建設工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第33号、平成28年度ふるさと創造拠点施設建設工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る4月20日に執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当たり、契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

妥当なるご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） それでは、議案第33号、平成28年度ふるさと創造拠点施設（仮称）建設工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお願いします。

去る4月20日に執行されました入札会におきまして平成28年度ふるさと創造拠点施設建設工事の落札者が決まり、請負契約を締結するに当たりまして、契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

契約内容は、1、工事名、平成28年度ふるさと創造拠点施設（仮称）建設工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、1億1,124万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額824万円。4、契約相手方、福井市丸山1丁目1118番地、株式会社見谷組、代表取締役、見谷貞次。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 請負契約そのものではなくて、この施設そのもののことでちょっと確認ではありますが、もう一度聞きますけれども、このふるさと創造拠点施設、この施設の目的、期待すべき効果は何と考えておられますか。それと、まち・ひと・しごと総合戦略の中でこの施設は位置づけられていますか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） この施設は、今までも何回もご質問されてお答えさせていただいておりますが、永平寺町内の観光、特産品、いろいろなものの情報の発信及び永平寺町に来られる方と地域の方の交流の拠点施設を兼ね備えたものでございます。それと、地方創生総合戦略に位置づけられているかと。具体的にはこの施設を指しているものは総合戦略には載っておりませんが、地域の拠点ということで位置づけておりますので、その分では総合戦略にも入っているかという

ふうに思っております。小さな拠点ということで。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、こういうのを建設に当たり、問い合わせも多くなってきております。今課長が申し上げたとおり、情報発信と地域交流の施設になるということで、シルバー人材センターが1週間に1回程度、毎週、何か高齢者の皆さんのサロンの場として使えないかとか、先日、サクラマスアンリミテッドさんから寄附金をいただきました。それは九頭竜川の環境美化に使ってほしいということで毎年していただけるというお話もいただいている中で、そういった釣り人に対するマナーの講習会であったり釣りの楽しさの勉強会であったり、そういったのにも使わせてほしいとか、また違う釣りの団体さんからもいろいろそういう教室とか子どもたちに教えるとか、そういったのにも使いたいという問い合わせも出てきておりますし、また地域の皆さんもいろいろな会議で使わせてほしいという、そういった問い合わせも今来ていますので、課長が申し上げたとおり、そういった方向性で進めさせていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 当初、私が思っていたのより随分金額が少額になってきているということもあるんですけど、ちょっと基本的に、床面積がどれだけあったのか。

あと、ここでこういう建物を整備するのなら、いわゆる松岡公民館のあり方等についてもきちっと考えて整備したほうがいいんじゃないか。特に今回、九州の地震なんかでもピロティ構造の無残さというのがいろいろ示されているんじゃないかなって思うんですが、やっぱり思い切ったことを考えないと、町なかでこういうものをやると、私は率直にちょっと不安だなというところがあります。そういう意味でどんなものになるのかなということを見ているんですが、その辺ちょっと答弁あればお願いします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） まず、床面積でございますが、延べ床は392平方メートル、2階建てでございます。それと、敷地は約1,900平方メートルということで。それともう一つ、公民館との違いということでございますが、何回も今までにもお答えさせていただいておりますが、地域の公民館とはちょっと違った意味合いを持ちます。公民館活動というんか教室とか、そういうなのは主に

公民館のほうでやっていただいて、あとこちらのほうではイベントというか発表会とか、地域の総会まではあれですけど、そういうのに使っていただくためにご利用していただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 金額の件でございますけれども、これにつきましては、まず今回の議決案件である建築工事のみを今回議決案件として上げさせていただいているということで、そのほかに機械設備工事、それと電気設備工事に分けて発注をさせていただいております。

ちなみに、今ほどの建設工事は、先ほど課長のほうからご説明ありましたので、機械の設備工事は、税込みでございますけれども、1, 997万7, 840円でございます。それと、機械設備工事が税込みで1, 965万6, 000円でございます。それと、電気設備工事が1, 667万3, 040円でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私もこの施設については、今ほどの説明の中にもありましたように、公民館のほうは公民館でやっていただいて、そしてイベントとか発表会はこっちでやると。要は、地域を盛り上げるためにそんな分散型でやったって全然だめやと。だから、これを建てる時も、公民館施設として充実させるんならそういうことも必要だろうという話もしました。

それから、情報発信にしても、例えば今、いろんな形で情報発信、ブランド化もやっているわけですが、禅の里のあそこの道の駅もしかり、いろんな形で情報発信場所が、極端に分散してるっていうんかね、これといった特徴のあるような情報発信じゃないと。それから、これを運営するに当たって指定管理者制敷くとか、しばらく町で運営して、その中で指定管理をやるとかという話も出てたと思うんですが、余りにも、言葉を悪く言えば、中途半端というんかね。私にはそう感じ取れるわけですね。ですから、これの計画が出たときから、ある面ではそのあり方として、先ほど中央公民館の話とかいろんなのがありましたし、目的とか効果という話も出てましたけれども、やはりそれが余りにも、どういんですか、脆弱と言うとおかしいけど、そういうような気がします。

やはりそういう意味で、もっとそこらあたりがないと、必要ないって見方をしているわけですが、今回こういう形で物が建っていくわけですがけれども、やはりもっとそれをどういかに生かすかということを私も見ながら、でき上がったもの

について、今後、どういう利用の仕方があるとか、また気がついたらいろんな提言していきたいと思うんですが、今回についてはなかなか賛同しかねる建物だというふうに私自身は思っておりますけれども。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そもそも、このふるさと創造プロジェクトの経緯を申しますと、ご存じのとおり、県がこういったふるさと創造に当たって各市町に1億円の補助金をつけていただいてやるという中で、永平寺町と県が進める中で、既存の施設を利用したのが最初の目的だったと思います。ただ、織物会館につきましては、やはり老朽化が進んでいる。言葉を変えれば廃屋に近い建物であったという中で、建てかえもいいですよ。これは県も特例というような形で認めていただいたという経緯と。

もう一つは、公民館という機能ではなしに、禅と食と酒のプロジェクトというそういったテーマを持って進めてきたという経緯がございます。その中で町としましても、公民館との違いは何かといいますと、例えばこの施設ですと、町民以外の方、町外から趣味で訪れたり観光で訪れた、そういった方が気軽に寄って情報を収集できるということと、もう一つは、町民の皆さん、実はこの松岡地区、公民館はありますけど会議をする、例えば永平寺支所という新しい消防ホールのような施設がなかなかないというのもございますし、住民の皆さんが気軽に、言葉はあれですけど、飲み食いも可能な、簡単に利用できる、そういった施設という面でも、ここは利用していただけたらと思います。

公民館との整合性につきましては、もちろん公民館で、大ホールもございましてのでステージ発表とか、今も公民館の祭りもやっていただいておりますし、そういったのもやっていただけるわけです。どっちかというと僕は、例えば四季の森でやっているとんぼ玉づくりとか、それは夏休み限定とかの、そういったワークショップというんですか、そういったことでまた町の情報発信をしたいと思えますし、釣りとかそういった情報をとりにきた方が町のいろいろな、永平寺町ではどこどこへ行くとかこういうのが買えるんだとか、こういった特産品があるんだとか、せっかく来ていただいた方に違ったところも見ていただくという、そういった情報発信もできるかなと思っております。

そして今お話しさせていただいておりますのが、管理につきましては観光物産協会のほうとお話をさせていただいております。ただ、観光物産協会も総会がまだでするので、それをもって提案を経た中で決定していきたいと思っております。今回、地域

おこし協力隊の方が3人来ていただいておりますが、1人の方に、やはりここに入らせていただいておりますという意味合いも込めまして、今、地域おこし協力隊の方にはいろいろな事業をされている、農業体験、農家の方とか、体験したいという企画を観光物産協会がやっていただきまして、葉っぱずしをつくっている方と一緒に、そのつくり方であったり販売の方法であったり、そういったので地元に入って行って町のよさを体験していただいて、その中で発信していただく、またいろいろなことを考えていただくという取り組みもしていますので、そういった流れでやっていけたらなと思っております。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 私は、このふるさと創造拠点について、ぜひ立派なものをつくっていただきたいという趣旨で質問をしたいと思います。

県のふるさと創造施設づくりにつきましては、たしか県内の市町が十何カ所手を挙げたと思うんですけども、先般、昨年ですか、皆さん、議員の方々も見学に行かれました南越前町の興亜火災の創業者の一人ですか、海鮮問屋の、江戸から明治にかけて一台船便を、蝦夷地から、北海道からこちらへ運んだというあそこの道の駅の前の整備とか、それから、ここ数日新聞に出てます小浜の3駅構想の中の木造の劇場を再現する、あれもたしかこれのプランでなかったかなと思えますけれども。そういうふうな形で、

、ぜひこれを何とか成功させる。この町のにぎわい、町民が集う場所になるようにぜひ知恵を絞って、それから商工会あるいは観光物産協会含めて皆さんの協力をいただいて成功させていただきたいと。

そういう意味で、昨年成果が出ましたけれども、大本山永平寺への集客、交流人口といいますか、その前年が四十数万人が五十数万人と10万人ふえましたね。このトレンドをぜひ、この永平寺町の各エリアといいますか、各地区に集会していただく、そういう情報発信をね。もし大本山永平寺のところで県外から、あるいは観光客があそこへ来るなら、そこで町内のことも案内をできるように、何といたしますか、ポイントをあそこにも掲示をしていただいて、町内を回遊していただく。小浜市みたいにレトロバスで3駅、フィッシャーマンズ・ワーフのあそことかまちの駅とか道の駅を、道の駅で一旦マイカーとめていただいて、そこでレトロバスで3つの駅を巡回するというふうに、たしかそういう企画だったと思いますが、レトロバスがいいかどうかは別として、せつかく大本山に来る入り込みの客を町内の各、上志比の道の駅とかここのまちの駅とか、向こうの山の駅でも

いいです。そういうような形のプランをぜひ構想、現実化していただいて、集う場所、にぎわいの場所をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今の大変なご意見、ありがとうございます。

今、推進協議会というところで協議をまだ継続してやっておりますが、そこには観光物産協会とかいろいろな食のグループ、それとえち鉄関係のグループ、いろんなグループが入っていただいておりますが、集会、そういう話も出ております。旧松岡地区、ここの町内の集会をそこでご案内をする。当然今議員おっしゃいました永平寺町全体の案内もする。それはぜひすべきということも言われております。そういうコースも考えて、そういう発信をさせていただきたい。それと、九頭竜川に訪れた方がそこへ来て、いろんな釣りの情報、どこで何が釣れているとか、サクラマスの情報、アユの情報、そういうなのもそこで流す。それと、九頭竜川にはこういう生き物がいるという水槽を置いて、実際にその魚を見ていただく、そういうなのも置けるスペースが欲しいということが今話に出ております。

協議会はまだ引き続きやっていますが、順次決めて中身を充実させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午後 0時34分 休憩）

---

（午後 0時41分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、2番、滝波君から、13番、奥野君の発言について、その内容について確認事項がありました。それに対して、13番、奥野君から先ほどの発言について取り消しの申し入れがありましたので、取り消すことにします。これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

したがって、13番、奥野君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 自由討議の提案があります。

賛成者はありますか。

賛成者があります。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の(2)に基づき、発言は5分以内、3回までとします。

ただいまより自由討議を行います。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) このプロジェクト事業の発注、かなりこれまで時間を費やして論議してきた経過もあります。ただ、私がこの事業について言うと、今、建坪130坪という話ですから、ちょうどこの議場を2階建てにしたような大きさではないかと、そういう内容です。

ただ、私はこれまで、中央公民館の傷みぐあい、またピロティ構造であるという地震に特に弱いということもありますので、こういう内容を考えると、合わせた施設を、中央公民館の改修には、改装も含めて1億円以上になるのではないかとされていますから、それらを加えてしっかりしたものをつくってはどうかということを書いてきたつもりでいます。つまり、地域のいろんな人の集まる流れを根本的に変えるようなものを示したほうがいい。特別大きいものをつくれって言うてるわけじゃないですよ。そのお金の範囲内ではどうかということを書いてきました。どうもなかなかそういう考えがないようです。ただ、これを見ても、本当にこの施設で当初の目的が達成されるのかどうかということは非常に不安です。

私は、この自由討議の状況を見ながら、率直にどういう態度をとっていいのかというのを、真正面から反対するという立場ではございませんけれども、率直にそういうことを皆さんに訴えたいと思います。

○議長（川崎直文君） 続いての自由討議ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私もちよつと似通ったところがあるかもしれませんが、ふるさと創造プロジェクト、これ何年か前、松本町長のときに福井県から示して、各市町で1億円でしたかね、の予算のもとでやっていくということで、どうやりますかという中で最終的にあのときに松岡町のにぎわいというんですか、それで今のところは一つのプロジェクトの内容にしたかと思います。

あのときも言ったんですが、この拠点をその地域の方々が、要は、地域づくりも含めて、にぎわいも含めてそういう形の拠点にするのか。または、今言う一つの、あのときには情報発信しているんなほかの方々の交流をとというような話がありました。でも、今もそういう目的ですが、元来、その場所に地域の方がどんどん集まってすべきだということで、ある面では公民館との複合施設を考えるべきだというふうな話をしました。そういう面から見ると、やはり中途半端だなというふうなことを常々言ってきたつもりであります。これを計画するに当たってのときも、これではなかなか承認しかねるというんですか、問題ありだねというふうな発言をさせていただきました。

こういう施設を全くつくったらだめだというんじゃないくて、今、中央公民館もつくらなあかん、これもつくるといような形で、ある面では、先ほど言いましたように、いろんな情報発信も含めて分散してしまっていると。なら、ほかから来た人も地域の方々が交流する場と言いますが、公民館があつて、そしてそういう情報発信の基地が同じところにあればね、禅の里と温泉みたいな形でそこでの交流が初めてできるというふうに私思います。そういう意味から考えてぜひ検討いただきたいという話はずっとしてきたわけですが、今回こういう形も出てます。そういう施設をつくることに関して、そういう場が、拠点が必要だというのは、公民館の必要性を訴えている以上、それはわかるんですが、そういう意味で中途半端になっているというふうに思って、これをどう判断するかということについては非常に判断しかねるというのが私の今の心情です。

皆様のご意見はどうかなというのをぜひお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 議員間の自由討議であります。

ほかに自由討議ありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 私は、このふるさと創造拠点を建設することにつきまして、これが例えば福井市のグリフィス記念館が、多分、あれもたしかこの県のプロジェクトの一つだと思いますが、あそこから浜町の再開発、それから足羽川のその広さを持たせまして、それから足羽川前の誘導っていいですかね、の一つの形をなしていくという状況だと思います。

そういう意味で、確かに今、このふるさと創造拠点としては、今回の金額は大きくはないかもしれませんが、これが日本でも指折りの古墳群、それから松岡藩の遺産といいますか遺跡といいますかね、そこら辺を含めて、それから松岡公園等々のこれからの最初の出発点といいますか、礎として位置づける意味で、ぜひこれからのその発展を考えた上で今回の拠点施設はぜひ成功させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに自由討議ございませんか。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 先ほどからいろんな討議されておりますが、確かに公民館の問題等いろいろあります。いろんな議員間において個人的な意見、考え、いろいろありますが、確かに松岡公民館の件もありますが、今回のこのふるさと創造プロジェクトの県の補助要綱には、この公民館活動というのは切り離されております。ですから、この補助要綱にのっとりましてこういった活動拠点の施設をつくるということに関しては私は賛成でありますし、28年度の当初予算でももう既に議決をしているといったことから、またこの個票にもありますように、地区に息づく、誇るべき地域の素材を生かしながら交流人口の拡大を図り、立地特性を生かした地域活動の創造と大本山永平寺への観光誘客を実現するため、観光客が気軽に立ち寄れるにぎわい交流拠点を整備するというふうにしっかりと明記されています。

こういったことを考えますと、私は今回のこういったことに賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに自由討議ございませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） きょうの質疑でも少し、この施設の中身が少しわかりかけてきたかなとは率直に思うんです。ただ、目的が2つあると思うんです。いわゆ

る観光客を集めるということと、町民のにぎわいの場ということは何となく融合させようという、こう言葉ではわかるんですけども、この小さな拠点の中でここまでできるのかなというふうな疑問はあります。ですから多分、公民館と一緒にっていうか、あの近くに公民館をつくりながら町民の発表する場とかイベントできる場の一つにというような思いなのかなと。だから今、ちょうどあの公民館を耐震するか建てかえるかという時期に当たって、それも融合してやったらどうかというようなことは多分議員の何人かは思っているんだろうと思います。ただ、不安やなというんか、見えないなって思いますので。

それと、もう一つは、この点だけでの開発ではあかんのやろうと思うんです。多分その周りの、古墳とかいろいろなことが出てきましたし、あと、今やっているブランドの本山とか、ここで言ったらもうちょっと近くの天龍寺なんかも関係するんかもわかりませんが、そういった面としての位置づけというのが余り見られないなっていう、そこも不安だなというような感じがあるので、ちょっとこれからということもありますけれども、その辺はもう少しびしっとした位置づけは欲しいなというふうには思います。

○議長（川崎直文君） 自由討議でありますので答弁を求めるものではありませんので、議員間の自由討議ということで。

ほかに自由討議ございませんか。

ほかにございませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、議員間で意見を述べてるんですが、理事者の方は聞いてどこに疑問があるかというのは大体わかっていただけますか。僕は、まあまあ反対するまでもないなと思っている面があるんですね。だから、自由討議を提案した側としては採決に加わらんというのはどうなのかなというのがあって、どういう立場をとっていいかというのはちょっと複雑なんですよ、今。だから様子見になってるなっていうのは前から言っているとおりなんです。それが率直な今の私の。

○議長（川崎直文君） 自由討議、ほかにありませんか。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、もともとのこの織物会館っていうその様式が松岡町を象徴する旧役場であった建物の様式をとっているというところから、えちぜん鉄道の松岡駅もそうなんですけれども、そういった様式のものがどんどん

どんこの町から消えていっているというのが、私が生まれてからこの何年間、何年間じゃないですけど、何十年間の間でもうどんどん減っているのが実態として感じられてます。できることならば、私としては手入れをして、もともと、今もう壊してしまったので再現することは不可能ですけども、できるだけ近いものに再現することによって、やはり昔ながらのこの松岡らしさというのを後世に伝えることも必要ではないかというふうに考えております。

その建物の大きさとかどういうふうな用途で使うかということに対しては非常に不安を抱える部分もありますし、できればもっと大きなものもいいんじゃないかとか、例えば、先般も熊本で震災がありました。この永平寺町でもし同じような震災が起きたときに私はどこへ逃げたらいいのかなって考えたときに、やっぱりそういった建物がない。松岡公民館が第1避難所になってますけれども、むしろ避難所に行ったために命を落とすというようなことにもなり得る可能性があるのではないかな、うちにいたほうが安全なのではないかなというふうなことを含めて考えますと、その施設そのものが避難所になるかならないかは別問題として、松岡の象徴としてやっぱりある程度建ててそれを残すべきではないかというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） ほかに自由討議ございませんか。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 永平寺町の、特に松岡ということ限定した場合、そこに住む人が歴史的に見ても、それから文化的に見ても、我々が住む場所を、地域を自慢できる場所、そういう場所っていうのは今まで余りなかったなという気がします。例えば松岡藩にしても、じゃ、どれくらいの規模だったんだということなんです。実際5万石であったということを知らない人も多いです。それから古墳にしても、日本で一番古い金のメッキの冠、銀のメッキの冠があつた古墳から出たんですよということも知りません。そういう人が多いんですね。やはりそういうふうな場所を今度のこの施設の中で展示をしていただいて、むしろ町民の方が、「ああ、そうか。永平寺町松岡地区は、これだけ自慢できる、全国に誇れるものがあるんだよ」ということを再認識できる、そういう場所にしていただけると非常にありがたいなと思っております。そういう意味でも、やはりそういう施設が必要であるのかなという気がしております。

○議長（川崎直文君） ほかに自由討議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 自由討議において、基本的には町長等の発言は加わらないと  
いうことですが、ただし、議長、委員長に発言が求められた場合にはこの  
限りではないとあります。したがって、議長、私のほうから行政に対して発  
言があれば発言を許可いたします。

河合町長。

○町長（河合永充君） まず、永平寺町の面でのということで、そこから酒蔵への見  
学であったり松岡公園への誘導であったり、またそこには案内看板を設置させて  
いただいたり、ちょっと町並みのそういった連携というのも考えております。今  
ほど金元議員おっしゃられたその不安、何があかんのか漠然とわかっているだろ  
うというのがありますが、やはりしっかりと、まだぼやけてしまっていると  
ころが説明の中にあるのかな。

今回、本当に、今言うとおりに、じゃ、例えば観光の案内であったり物産品であ  
ったり、そういったのを県外の人にも町外の人にも見てもらう、また町内の人  
にも再認識してもらう、観光物産協会、地域おこし協力隊の人が発信して、また  
いろいろなワークショップとかを考えていただいて、いろんな人に参画していただ  
いてまた発信につなげていくという一面と、その地域の人が、ミーティングとい  
いますか、いろいろ集まるそういった仕掛け。例えば、先ほど言っていましたよ  
うに、週に1回何かサロンをしていただいて、またそのサロンに来ていただいた方  
が1階で町の再認識していただくとか、釣り教室であったり祝勝会であったりオ  
リンピックをみんなで共有して楽しむとか、そういった位置づけの施設になっ  
ていけばと思っておりますし。

例えば、公民館とここは何が違うんか、先ほど江守議員ありましたように、も  
ともこの条件の中で公民館はだめですよという条件がある中で、ただ、集う場  
という意味では公民館と似たところがあると思います。もう一方、じゃ、公民館  
のほうで、特産品とかお酒とかそういったのとかコーヒーとか、県外の人が気軽  
にとか、そういったのはまたちょっと違う中で、こういったこの施設、町民の皆  
さんにも理解してもらうのはもちろんですし、県外から釣り客の人とまた町民の  
人が、例えばその下でいろいろな勉強会をしているのを機に一緒に参画して、町  
内外関係なしに九頭竜川を守っていこうとか、そういったのになればいいなとも  
思ってますし、いろいろなそういった交流の場、また発信の場ということで展開  
をいろいろ考えていける場所にもなると思いますので、また皆様のご理解よろ  
しくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 理事者側からの発言を終わります。

以上で自由討議を終結いたします。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」「自席にて棄権いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、平成28年度ふるさと創造拠点施設（仮称）建設工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時01分 休憩）

---

（午後 1時01分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了いたしましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、平成28年第3回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会のご挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本臨時会にご提案申し上げました平成27年度補正予算及び税条例の一部改正等の専決処分、さらにふるさと創造拠点施設建設工事の請負契約締結や平成28年度一般会計補正予算など、重要案件について慎重にご審議をいただき、承認やご決議を賜り、まことにありがとうございました。

5月29日には、防災・危機管理アドバイザーの山村先生の講演会が緑の村ふれあいセンターで開催されます。大規模災害が発生した場合は、行政が行う公助

だけでは住民の皆さんの生命を守ることはできません。自分の命は自分で守る自助、地域は地域の人たちで守る共助、協働が必要不可欠です。災害の際に役立つとても有意義な講演・講義内容ですので、地域のために多くの方の参加をお願いいたします。

さて、4月に入り、町内の4地区で開催されたすまいるミーティングに参加させていただきました。自主防災活動や地域の資源を活用したイベント、大学との連携等によるまちづくり、歴史、文化を後世に伝える取り組みなど、さまざまな視点での意見交換をさせていただきました。元気な地域や安全な地域にするためには、人と人とのつながりを生かしたネットワークを地域づくり活動に結びつけることが重要であります。また、地域の課題解決に向けて、地方創生と連動させ各地区の個性を大切にしながら、町民が主役のまちづくりを進めていくことが特色ある発展につながっていくものと考えております。

これから行財政改革、防災対策、介護予防、日常生活支援、子育て、教育環境の充実、産学官連携の強化、老朽化インフラへの対応等さまざまな課題に取り組む必要がありますが、議員の皆様や町民の皆様の声を十分お聞きして町政に反映できるよう、今後も努めてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

(午後 1時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員